

令和5年度第1回清川村総合計画審議会会議録

1. 日 時 令和5年8月3日（木）午後2時から
2. 場 所 生涯学習センターせせらぎ館3階・研修室
3. 出席者 【委 員】
城所英樹、笹原和織、今野郁夫、守屋 力、高野 進、山田富夫、
山田美香、山口昌興、藤谷健一、小林朱見、青木高人、山田仁美
（欠席） 山田和美
【事務局】
岩澤政策推進課長、岩本主査、黄金井主事
【その他】
株式会社地域計画建築研究所（黒崎、田中）
4. 内 容
 - 1 開 会
 - 2 あいさつ
 - 3 会長選出
 - 4 諮 問
 - 5 議 題
 - (1) 第4次清川村総合計画基本構想（案）の諮問について
 - (2) 令和5年度清川村総合計画審議会の開催日程について
 - (3) その他
 - ・第3次清川村総合計画後期基本計画令和5年度実施計画について
 - 4 閉 会

政策推進課長 1 開 会

2 あいさつ

村 長 岩澤村長あいさつ

3 会長選出

委員の互選により、会長は城所委員に決定。

城所会長 城所会長あいさつ

4 諮 問

村 長 岩澤村長より、第4次清川村総合計画基本構想（案）について諮問。

5 議 題

(1) 第4次清川村総合計画基本構想（案）の諮問について

事務局から、資料1及び資料2を基に、第4次清川村総合計画基本構想（素案）について説明。

【質疑応答】

委 員 地方自治法の改正に伴い総合計画の策定義務がなくなると説明があったが、それでも村は策定することとしているのはなぜなのか。

事 務 局 全体の方向性を示すものがなければ、それぞれの個別計画がそれぞれの方向を向いてしまい、施策に一貫性がなくなってしまう。当時の審議会でもその必要性については議論いただき、統一的な考え方や方向性を示すものとして策定の必要があるとして、条例により規定しているものです。

委 員 村づくりワークショップはどのようなメンバーでどのような議論をされたのか。構成員などの情報は掲載しないのか。

事 務 局 村づくりワークショップにご参加いただいた皆様は、全員が一般公募であり、20代の若年層から高齢の方まで、幅広い世代の方にご参加いただきました。議論の内容については、村の将来像や将来目標人口などの基本構想に係る部分に加え、将来像を達成するために村は何をするべきか、また、村民として何ができるかなど全5回の開催の中で、基本構想から基本計画に関わる内容まで議論いただきました。ワークショップの内容につきましては、最終的に取り組み状況がわかる形で資料編に掲載を予定しています。

委 員 転出者編のアンケート結果として、転出された方が感じる村の魅力という項目を掲載しているが、この項目を選択した理由は何か。転出者が転出した理由などの項目はなかったのか。

事 務 局 転出理由についての設問もありましたが、この設問は、住んでいる間にはわからなかった村の魅力であると考えています。今後、どのようにしたらこれらの項目を、今住んでいる皆さんが魅力に感じていただけるのかを考えることが重要ではないかと考え、この内容を選択し掲載しているものです。

委 員 人口の問題であるが、生産年齢人口ももちろんであるが、年少人口

についても著しく減少しており、実際に感じる減少の具合と若干の乖離があるのではないかと。

事務局 人口推計の数値は、2020年の国勢調査がもとになっており、2020年以前は事実であるが、2020年以降の数値はあくまで推計値ですので、確かに若干の乖離はございます。

委員 2020年の国勢調査の結果とそれに基づく推計をもって、これからの計画を考えるとということか。

委員 これは、われわれの計画の立て方によっては、上向き可能性もある。そこを目指して考えていかなければならない。

委員 その通りであるが、将来を考えていくうえで、このデータを基にすることは正しいのか。

事務局 最新の統計データという意味では、この数値が最も新しいものです。国勢調査は5年に1度、計画期間中であっても行われるので、その都度施策の内容や効果について見直しを行い、臨機応変に対応していく必要があると考えています。

委員 基本目標2は、今回新たに追加したとのことであるが、あえてこれを追加した理由は何か。

事務局 アンケートや村づくりワークショップを通じ、特に村民ニーズが高いものとして生活利便性の向上を求める声が多く寄せられていたことなどから、これらに密接に関連する公共交通や居住環境の向上に資する施策、また、防災・減災などの安全安心に関する施策などをまとめ、体系的に整理することで効率的な運営を目指すものです。

委員 将来像の変更については、わかりやすくなっているので、この方向性については賛同する。今後、審議を進めていくにあたり、将来像の実現に向けた理念として村民憲章を掲げているが、この憲章は50年以上前のものであり、これが今後10年間耐えうるかという点について本審議会で検討の必要はあるか。

事務局 審議会では、「村づくりの理念」として村民憲章がふさわしいかどうかという視点でご意見をいただきたいと考えています。村民憲章の内容そのものについての審議は想定していません。

委員 将来目標人口について、行政サービスを維持していく最低限必要な人口規模としているが、現に3,000人を下回る自治体もある中で、3,000人を最低限としている根拠をお示しいただきたい。

事務局 現時点でも3,000人を割り込んでいる中で、人口を増やしていくこ

とは正直難しいというのは理解していますが、令和3年度の調査によれば、出生率や生残率、定住人口増等の施策をおこなうことにより、3,000人の規模を維持できるという推計結果が出ている以上は、村はそれに向けて取り組んでいく必要があると考えています。

委員 村の土地利用計画は、利用制限するものではなく、何にでも使えるように緩和されたと記憶しており、村が指導力を発揮できないものになってしまっていると感じるが、これを総合計画に位置付けるのは適切か。

事務局 村の土地利用計画は、県と協議のうえ策定しているものです。確かに融通の利く計画となってしまうところではありますが、他の市町に比べ著しく開発に制限がある本村としては唯一の土地利用の根拠となりますので、位置付けをしているものです。

委員 今進めている環境基本条例の策定を視野に入れて検討した方が良いか。

事務局 事務局としても環境基本条例を視野に入れて策定していますので、ご審議いただく際には材料としていただいて構いません。

委員 この基本構想は、教育大綱や環境条例とはどのような関係性となっているのか。

事務局 全ての個別計画は、総合計画に基づき策定されるので、基本構想が最上位となります。今回、教育大綱等に大きく影響するような変更は加えていませんが、仮に、教育方針について総合計画の方向性が変更となった場合は、教育大綱を変更するという流れになります。

(2) 令和5年度清川村総合計画審議会の開催日程について

事務局 事務局から、資料3「令和5年度清川村総合計画審議会開催予定表」を基に説明。

【質疑応答】 特になし。

事務局 (3) その他

事務局から、資料4「第3次清川村総合計画後期基本計画令和5年度実施計画」を基に説明。

【質疑応答】 特になし。

政策推進課長 5 閉 会

